

年金
だより

確定申告のときは 国民年金保険料控除を忘れずに

定額保険料

平成6年1月～3月	1か月	10,500円
平成6年4月～12月	1か月	11,100円
1年分の保険料		131,400円

定額保険料と付加保険料

平成6年1月～3月	1か月	10,900円
平成6年4月～12月	1か月	11,500円
1年分の保険料		136,200円

所得税の確定申告が2月16日から始まりますが、皆さんは国民年金の保険料が、所得額から控除されることをご存知ですか。

平成6年1月から12月までに納付した本人や家族の保険料は、全額社会保険料控除となりますので、忘れずに申告してください。

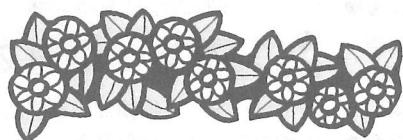
なお、平成6年1月から12月分までの保険料は、別表のとおりですので参考にしてください。

また、このほか昨年中に納付した国民年金基金の掛け金も、控除の対象となります。

年金受給者が

亡くなられた場合は

すみやかに届出を



老齢年金などの年金を受給している方が亡くなられた場合、遺族の方は「年金受給権者死亡届」を提出しなければなりません。

年金は、年6回偶数月の15日に前月分と前々月分を定期的に支払うことになっており、支払月がきますと自動的に受給者の指定した金融機関口座に振り込まれたり、郵便局などに送金される仕組みになっています。したがって、この届出が遅れたり忘れられたりしますと、受給す

る権利がなくなっているにもかかわらず、年金が支払われ、過払いとなってしまいます。その払い過ぎた分は、遺族の方に返していただくこととなりますので、死亡の届出はすみやかに行ってください。

なお、年金は死亡した月まで受給できますが、まだ受け取っていない分がある場合は、「未支給年金支給請求書」を提出してください。

※詳しくは役場国民年金係(内線247)までお問い合わせください。